

日本と欧米における自動車運転者の労働時間規制の比較

項目	日本 改善基準告示（トラック）	E U	アメリカ	ILO条約
拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則：1日13時間、1ヵ月293時間</li> <li>・最大：1日16時間（※15時間超は週2回まで）、1ヵ月320時間（※要労使協定、年間6ヵ月まで）、年間3,516時間</li> </ul>	規制なし	<p>拘束時間としての規制はない。</p> <p>※ただし、以下の規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「運転時間(1日11時間まで)」、「点検整備等運転以外の時間」、「休憩時間(30分の勤務離脱)」の合計について、「原則：1日14時間、累積時間：7日間60時間、8日間70時間」</li> <li>・「運転時間」または「点検整備等運転以外の時間と運転時間の合計」が連続で8時間経過した際は30分の勤務離脱が必要</li> </ul>	規制なし
休息期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続8時間以上 ※分割の場合1回4時間以上で合計10時間以上</li> <li>・車両内で休息可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続11時間以上 ※週3日までは9時間にできる。 ※分割できるが、最初の休息は継続3時間以上、次の休息は継続9時間以上。 ※勤務開始から24時間以内に取得。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続10時間</li> <li>・上記累積時間満了後の休息期間：連続34時間 ※34時間の中には午前1～5時の時間帯が2回あること。</li> <li>・寝台での休息：連続8時間 ※この前または後に助手席で2時間の休息が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続10時間 ※週2日まで8時間でも可。</li> </ul>
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日9時間(2日平均)</li> <li>・1週44時間(2週平均)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日9時間 (※週2回まで10時間に延長可)</li> <li>・2週90時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日11時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日9時間</li> <li>・1週48時間 ※日・週の運転時間は、各国で一定の日、週の平均として決定可。</li> </ul>
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4時間 ※4時間で30分の運転離脱が必要。1回10分以上の分割も可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4時間30分 ※4時間30分で45分の運転離脱が必要。1回15分以上の分割も可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8時間 ※8時間で30分の勤務離脱が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4時間 ※各国で1時間以内の延長可。休憩時間の長さは規定なし。</li> </ul>
フェリー乗船時の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェリー乗船時間は休息期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェリー乗船時間は休息期間 ※ただし、乗下船の前後の休息と1時間以上間隔をとらないこと（直前か直後に休息時間を設定する）</li> </ul>	規制なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例外を定めることができる（※具体的な例外規定はなし）</li> </ul>